

神森組通債

神流川森林組合三三三二広報 Vol. 12
2023 年初夏号

私たちは、^{あす}明日に^い生きる
神流の^{もり}森林^{づく}創りを目指します



第21回通常総会

について

令和5年度が始まりました。今年の春は訪れが早く、4月のうちに新緑が芽吹き、山をいろどりしました。

さて、組合の決算状況や事業計画を承認していただく通常総会の時期が迫ってまいりました。

近年、コロナ禍で小規模開催だった総会も、今回は来賓のご臨席をたまわって開催する予定です。

例年同様、会場に足を運べない方は、書面議決書でご参加くださいますようお願い、何とぞお願い申し上げます。

議案書内容説明

多くの皆さまが書面での議決参加をされていることから、議案内容についてその一部を説明をさせていただきます。

① 第1号議案のうち剰余金処分案 (議案書26ページ)

令和4年度は、4千3百万円ほど剰余金を出すことができ、前期の繰越剰余金と併せて、7千5百万円近い未処分剰余となりました。この議案は、その処分案について決定を求めるものです。

I 当期末処分剰余金の1は、未処分

剰余金額。2は、出資金の2倍以上は積み立てられない法定準備金の戻し額(この額は任意積立金に積み立てるもの)。II 剰余金処分案の1は、任意積立金に積み立てる額、2は、出資配当金として組合員様の出資金に応じ、7%を配当する提案として計上しています。

この出資配当金は、配当金預り金として振り出されますが、今までは、払い戻しや出資金への増資は、皆さんからの手続に応じて処理していました。

今年度からは、議案第10号、第11号の決定にしたがつて処理するものです。

② 第3号議案 賦課金及び徴収方法の件(議案書2ページ)

賦課金は、指導事業に使う費用を徴収するものですので、指導事業の少ない

当組合では、昨年に引き続き徴収しないことを決定していただくものです。

③ 第8号議案 役員報酬決定の件 (議案書2ページ)

役員報酬に関する決定ですが、今回の提案では、事前確定届出給与に関する文言が追加されています。※1として3ページに説明文を記していますので、ご判断ください。

④ 第10号議案 森林組合出資金規約の制定の件(議案書4ページ別紙)

① 剰余金処分案で説明した出資配当金の取扱いに関する規約の制定です。

出資配当金を預り金に払い出した後に、6カ月間の払い戻し請求を受け、6カ月後に自動的に増資するというもので、手続の流れについては、本紙の次ページに記載しています。

出資金・出資配当預り金は、いずれも組合員様の資産です。その資産を長期にわたり「預り金」とすることが適切では無いため、増資という形で資産を管理できるよう、規約を制定するものです。

⑤ 第11号議案 出資配当金の増資の件(議案書3ページ)

出資金規約に基づき、配当金を増資にあてることの可否を判断していただくものです。

通常総会の日程等

【期日】令和5年6月29日 午後2時～

【会場】コイコイアイランド会館

【コロナ対応】

- ・参加者の体調をチェックします。
- ・マスク着用、手指の消毒を徹底

【その他】

- ・書面議決等参加者にお米券贈呈
- ・当日参加者にはお米券に加えて粗品を贈呈いたします。

【出資配当金 取扱い手続の流れ】

○出資配当金払い出し

総会後直ちに、出資配当預り金に払出



組合員様へ出資配当明細書を発行

(払戻請求書も同封します)

○払い戻し請求

希望者は、6カ月以内に払戻請求

(組合は請求に基づき、出資配当預り金から個別に払い戻します)

○増資手続(増資可能者のみ)

6カ月経過後、出資金に振替

(1口未満の金額を出資配当預り金に残し、増資可能額を一括で、出資金に振り替えます)



増資による新しい額面の出資証券発行

(増資の明細書も同封します)

ご存じですか

インボイス制度

令和5年10月からインボイス制度が始まります。課税事業者の消費税に関する制度です。商売をしていない方には、関係の無い制度だと思いませんか？

森林組合の関係では、森林経営計画に基づく契約を交わし、間伐材を販売して精算後の支払金を受ける方には、影響が出ることはありません。

この経営計画に基づく事業の令和4年度の木材売上総額は、約5千5百万円で、うち消費税は5百万円です。例えばこれがすべて製材業者の買い付けだった場合に、この消費税はどうなるのでしょうか。

本来の消費税は、課税事業者が仕入れに払う「仕入れ消費税」、同じく売上に乗せる「売上消費税」の差額を納税するものです。

製材業者から見れば、この5百万円は、仕入れ消費税です。この材を加工して6千6百万円で売れば、売上消費税は、6百万円となり、この差額百万円を納税します。

インボイス制度は、免税事業者からの仕入れ額にある消費税額は、仕入れ消費税として認められません。

このとおりで行けば、製材所の納税額は、本来の差額百万円ではなく、売上消費税の6百万円を納めなければなりません。

そのため、製材業者は、免税事業者からの材の仕入れを一割安く買い取り、売上消費税との差額持ち出しを百万円に抑える手法を検討することでしょう。

当面、経過措置として3年間は、免税事業者との取引で、消費税として取り扱った額の80%を仕入れ消費税として認められるので、

本来の仕入れ価格から2%安く買い取ることで帳尻を合わせることができません。

それでも、令和4年度実績から算定すれば百万円ほど安く買われることとなります。

これは、森林組合が免税事業者である所有者様から直接木材を買い取る場合でも同様です。

実際には、精算過程で、不課税の補助金収入があったり、運賃や外注委託のような様々な課税仕入れが発生するため、一連の木材の取引に対し、明確な消費税の動きが見えるような精算書が必要になります。

業者は勝手に消費税分を安く買いたたくことはできませんが、所有者様との相談によつて、2%ほど買い取り価格が安くなるというれば、精算支払金額もその分安くなるというのが、該当する方に対するインボイス制度の影響となります。

スタートが10月という年度途中のため、精算書が複雑になる可能性がありますので、該当される方はご留意ください。

インボイス



地域森林を活かす

若手職員募集中

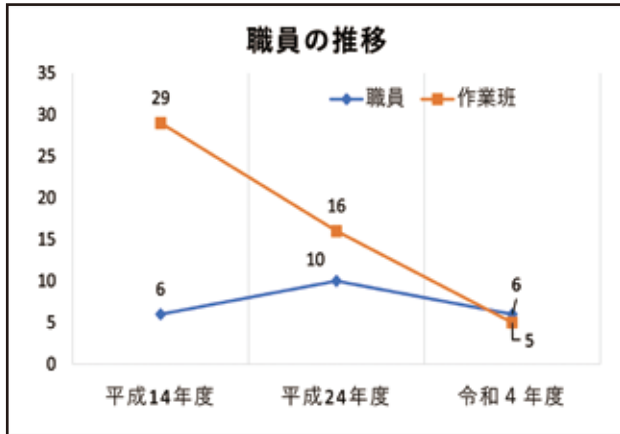
神流川森林組合は、平成14年4月に旧万場町森林組合と旧中里森林組合が合併して誕生しました。

合併当時は、職員6人、作業班員29人でスタートしています。10年後の平成24年度は、職員10人、現場技能者16人、20年後の令和4年度には職員6人、現場技能職員5人となりました。

令和3年

度には、上野村森林組合と労働協定を締結し、当組合の職員不足の面をカバーできるところに、協力体制を整えて事業を進めています。

その昔、地元の山林は地元の方で整備できていたのが、今は、整備してくれる若い力が他所から引き寄せてこなければ、山の手入れができない状態です。



働く環境の改善

意欲をもって働ける環境を整えるため、近年色々取り組みができました。

① 研修棟の改修

令和3年に研修棟を改修しました。食堂やお風呂の整備で、大工志塾など対外的な研修に対応するとともに、職員の昼食や夕食などのまかない食堂として、単身者の食事環境を改善しています。

② 就業日数の改善

以前は、一年単位の変形労働制を採用し、年間260日働いていました。組合カレンダーに割り振ると、祝日や土曜日も出勤する状況です。令和5年度からは、完全週休2日制に移行し、年間240日の就業日数となりました。

③ 初任給の格付け変更

大卒でも高卒でも、未経験の人の初任給は、17万5千5百円としていましたが、令和5年度からは、業務課及び現場技能職員で19万4千8百円としました。この額は、総務省が公表する地方公務員の大卒初任給に引けを取らない金額です。

協力者にお礼金

ハローワーク以外でも、新卒者向けでリクナビを活用するなど、現在、町と協力しつつ、各種求人活動を進めています。

今年度『森林組合職員の確保に関する取組規程』を整備して、地縁募集を強力に進めることとなりました。組合員の皆さまにも広く協力いただければ幸いです。

① 協力者が求職者を紹介するときは、紹介状、誓約書(暴力団関係者でないこと)を提出します。

② 森林組合員等、明らかに素性が判る協力者は、誓約書の提出が省略できます。

③ 紹介者が採用となり、3カ月間の試用期間を終了し本採用となったときは、協力者に礼金として、5万円を支払います。

④ 職員として採用する者が、あらたに神流町に移住したときは、引っ越し費用手当として、試用期間終了後に10万円を支給します。



フエラバンチャ ザウルスロボ導入

組合では、令和4年度林業機械リース導入支援事業（群馬県及び神流町の補助事業）を活用し、0.25クラスのフエラバンチャザウルスロボを導入しました。

この機械は、バックホウなどの建設機械をベースに、土工作業のほか、立木を掴む、伐る、引き寄せる等、特殊な装備を備えた機械で、林内の作業道を開設する際に活躍します。

比較的小型なため、小回りが必要な神流の山では、頼もしい存在です。

安全に配慮しながら、森林整備を進めていきます



令和5年度 造林用苗木の価格表 (組合員税込み価格)

樹種	規格	長さ (cm)	価格 (円)
スギ	3-1	60 ~ 75	214
	3-3	45 ~ 60	212
ヒノキ	3-1	60 ~ 75	216
	3-3	45 ~ 60	213
アカマツ	3-2	35 ~ 50	149
クロマツ	2-3	25 ~ 30	145
カラマツ	2-3	45 ~ 60	189
	2-4	35 ~ 45	187
コナラ		45	141
		80	177
		120上	211
ケヤキ		80	193
		120上	229
ミズナラ		80	193
		120上	229
ブナ		60	387
ヤマモジ		100	353
ヤマザクラ		100	353
ヤマグリ		100	353
モミ		30	563
キハダ		100	299
エンジュ		100	282
ドイツウヒ		45	370
シラカバ		100	193
イチイ		45	423
イタチハギ		36	99
ニセアカシア		36	105

※運賃別途。組合員外の方は割増価格要相談。

神森組職員 ファイル

神流川森林組合のニューフェイス。現場と総務課で、あらたに活躍するお二人を紹介します。お見知りおきください。



ほしのりゆき
星 紀行さん
現場技能職員

秋田の大学を卒業後、縁あって群馬県に移住し、12年経ちました。当初は夏の暑さや冬の強風に驚きましたが、今はアクセスの良さ、良質な温泉が豊富であるところ、好きなラーメン屋さんの多さなどに魅力を感じています。

これまで経験してきた仕事とは全く異なる林業という業種に携わらせていただく中で、山の雄大さやスケールの大きさを日々肌で感じています。

一方で危険も常に潜んでいることを意識し、先輩方の丁寧な指導やアドバイスを少しでも早く身に付け、足を引っ張ることのないように安全第一で取り組みます。どうぞよろしくお願ひいたします。



からさわなるみ
唐澤成海さん
総務課職員

神流町へは、家族の釣りや私の趣味であるツーリングで度々足を運んでいました。あまりにも自然と近いことに魅力を感じていましたが、ついに引越して来てしまいました。

迫り来る山々の新緑や、花の色の移り変わりに、毎日が新しい発見と学びの連続です。また、ご近所さんの優しい心遣いで、毎日採れたての野菜が食べられる幸せに浸っています。

これまでに経理の経験はありますが、森林組合の仕事は複雑で“一筋縄ではいかない”と感じています。先輩方の指導の下、日々努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

神流川森林組合事務所

住所：〒370-1502 神流町麻生 92 番地 電話：0274-57-2140

ホームページ：https://kami-mori.jp/ (リニューアルしました)→

職員：参事 今井祐市 (平原)

業務課 池沢鉄平 (麻生)

総務課 唐澤成海 (神ヶ原)、今井苗枝 (万場)、小林悦子 (魚尾)、河上力子 (森戸)

技能職員 阿部貴行 (高崎)、山田和徳 (麻生)、岸本 健 (麻生)

星 紀行 (藤岡)、細沢陳裕 (相原)



今年は、春の早さに誰もがびっくり。5月17日には関東での最高気温を神流町で観測。「記録的な」という気象情報は、私たちにショックを与えました。豪雨や地震など、気象による災害は、予想できないからこそその災害です。計り知れない自然の力、警戒心は常に持ち続けたいですね。